

**生活福祉資金 新型コロナウイルス特例貸付  
償還免除の取扱いについて**

今回の新型コロナウイルス特例貸付に関する償還免除については、令和 3 年 3 月 16 日現在、次の点が決まっています。

**償還免除となる要件**

**【緊急小口資金】**

令和 3 年度または 4 年度のいずれかが住民税非課税（※）である場合

**【総合支援資金】**

- ① 初回貸付分は、緊急小口資金と同様、令和 3 年度または 4 年度のいずれかが住民税非課税（※）である場合、
- ② 延長貸付分は令和 5 年度が住民税非課税（※）である場合、
- ③ 再貸付分は令和 6 年度が住民税非課税（※）である場合、

これらの要件に該当する場合に免除となります。

※住民税非課税を確認する対象は、借受人と世帯主です。

※別紙厚生労働省プレスリリース資料参照

償還免除に向けた手続きの方法や提出書類等に関する通知は、厚生労働省から発出されていません。

償還については、すべての借受人が令和 4 年 4 月まで据置期間が延長されたため、具体的な手続きは令和 4 年 4 月以降になる見込みです。

償還免除の手続き等の詳細が決まり次第、令和 3 年度後半から年度末に、改めてご案内いたしますので、現時点で県社協、市区町社協へのお問合せはお控えください。

**< 償還免除に関する問合せ先 >**

**厚生労働省コールセンター 0120-46-1999**

**(受付期間：9 時～21 時、土日祝含む)**

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

令和3年3月16日  
社会・援護局 地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
室長補佐 : 前田(内線 2872)  
係長 : 櫻井(内線 2879)  
代表 : 03-5253-1111

報道関係者 各位

### 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置である 緊急小口資金等の特例貸付の申請受付期間の延長、 償還免除の取扱いについて

緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付、再貸付）の特例貸付については、令和3年3月末日までとしていた申請の受付期間について、令和3年6月末日まで延長します。  
なお、総合支援資金の延長貸付については、令和3年3月末日までに総合支援資金の初回貸付を申請した世帯をもって終了（※1）します。

また、総合支援資金の償還免除要件について、

- ①初回貸付分は、緊急小口資金と同様、令和3年度または4年度のいずれかが住民税非課税（※）である場合、
  - ②延長貸付分は令和5年度が住民税非課税（※2）である場合、
  - ③再貸付分は令和6年度が住民税非課税（※2）である場合、
- それぞれ一括して償還免除を行うこととします。

（※1）令和3年4月以降に新規に申請された場合には、緊急小口資金と総合支援資金（初回貸付）合わせて最大80万円まで貸付を受けることができます。

（※2）住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主とします。

# 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施(案)

**特例措置の新規申請受付期限を令和3年3月末から令和3年6月末へ延長。**  
 (総合支援資金の延長貸付については、令和3年3月末までに初回貸付を申請した世帯をもって終了する。)

**第3次補正予算：4,199億円**  
**(予算措置額合計：1兆1,793億円)**

(令和元年度予備費交付額 267億円  
 令和2年度第1次補正予算額 359億円  
 令和2年度第2次補正予算額 2,048億円  
 令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円  
 令和2年度予備費(9/15)措置額 3,142億円)

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

本則	特例措置
貸付対象者 緊急かつ一時的な生計維持のため、 <u>緊急かつ一時的な生計維持のため、緊急かつ一時的な生計維持のため</u> の貸付を必要とする低所得世帯等	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため</u> の貸付を必要とする世帯
貸付上限 10万円以内	<u>学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内</u> <u>その他の場合、10万円以内</u>
据置期間 2月以内	<u>1年以内(※2)</u>
償還期限 12月以内	<u>2年以内</u>
貸付利子 無利子	<u>無利子</u>

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に必要な費用が不足するとき  
 ※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

## 償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

- 確認対象** {
- ・緊急小口資金
  - ・総合支援資金(初回貸付分)
  - ・総合支援資金(延長貸付分)
  - ・総合支援資金(再貸付分)
- 資金種類ごとに判定し、一括免除の対象** : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税  
 : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税  
 : 令和5年度の住民税非課税  
 : 令和6年度の住民税非課税

本則	特例措置
貸付対象者 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</u>
貸付上限 (二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左 <u>(再貸付あり(注2))</u>
据置期間 6月以内	<u>1年以内(※2)</u>
償還期限 10年以内	同左
貸付利子 保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	<u>無利子</u>

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる(延長貸付)。また、令和3年6月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内60万円以内)を実施する。

{ **住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。**